

亀山市告示第39号

亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱（平成24年亀山市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「新たに3年以上の期間で促進法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定（以下「利用権の設定」という。）又は農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可（以下「許可」という。）のあった」を削り、「亀山市農業振興地域内農用地区域内の」の次に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

- （1）新たに3年以上の期間で促進法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定（以下「利用権の設定」という。）のあった農地
- （2）農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可（以下「許可」という。）のあった農地
- （3）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の規定により賃借権又は使用貸借による権利の設定（以下「権利の設定」という。）のあった農地

第4条第2項中「及び許可」を「、許可及び権利の設定」に改める。

第6条第1項中「又は許可」を「、許可又は権利の設定」に改め、同条第2項第6号中「及び許可」を「、許可及び権利の設定」に改める。

第7条第1項及び第8条第1号中「又は許可」を「、許可又は権利の設定」に改める。

別表第1農地法第3条の許可の項中「農地法第3条の」を削り、同表に次のように加える。

権利の設定	6年以上	20,000円
-------	------	---------

別表第2農地法第3条の許可の項中「農地法第3条の」を削り、同表に次のように加える。

権利の設定	6年以上	10,000円
-------	------	---------

様式第1号中「又は農地法に基づく許可書」を「、農地法に基づく許可書又は貸付希望農地の借受決定及び貸付先決定について（通知）」に改める。

様式第2号中「又は許可」を「、許可又は権利の設定」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金の交付から適用する。